

徴収猶予申請書（個人）

厚木市長 山口 貴裕 様

令和5年 3月 1日

次のとおり徴収猶予の申請をします。

申請者	住(居)所又は所在地		〒243-0099 厚木市鮎町1-1 電話番号 046 (〇〇〇) ××××									
	氏名又は名称		厚木 太郎									
徴収猶予を受けようとする金額	科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等	
	※明細については、別紙未納明細書のとおり											
	合 計 (法律による金額)							円				
	徴収猶予を受けようとする期間					令和5年5月8日 から 令和6年5月7日 まで						
納付(納入)すべき徴収金					※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり							
該 当 条 項					<input checked="" type="checkbox"/> 地方税法第15条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 厚木市国民健康保険条例第24条 <input type="checkbox"/> 厚木市介護保険条例第9条 <input type="checkbox"/> 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第15条							
猶予概要事実 及び 徴収金を一時に納付 (納入) することが できない事情の詳細					令和5年2月5日、暴風雨により自宅が床上浸水となった。 そのため、自宅の修理が必要となった。 その修理のための費用として、50万円を要した。							
納 付 計 画					<input checked="" type="checkbox"/> 有 (別紙収支明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 無							
担 保 提 供					<input checked="" type="checkbox"/> 有 (その種類) <input type="checkbox"/> 無 (その理由)							
<備 考>												

徴収猶予申請書（法人）

厚木市長 山口 貴裕 様

令和5年 3月 1日

地方税法第15条の規定により、次のとおり徴収猶予の申請をします。

申請者	住(居)所又は所在地		〒243-0999 厚木市もみじ町1-1 電話番号 046 (〇〇〇) ××××									
	氏名又は名称		株式会社あゆコロ									
	法人番号		999999999999 厚木市花丸町1-1 (代表者の住所) 厚木 晴 (氏名)									
徴収猶予を受けようとする金額	科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等	
	※明細については、別紙未納明細書のとおり											
	合 計 (法律による金額)								円			
徴収猶予を受けようとする期間					令和5年5月8日 から 令和6年5月7日 まで							
納付(納入)すべき徴収金					※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり							
該 当 条 項					地方税法第15条第1項第1号							
猶予概要事実 及び 徴収金を一時に納付 (納入) することが できない事情の詳細					近隣に同業者が出店した令和4年10月以降、売上げが前年同期に比して70%以上減少した。令和5年2月に従業員全員を解雇し、自店を閉店、廃業した。 廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失200万円及び解雇した従業員に支払った退職金200万円が発生した。この合計400万円は、猶予概要事実があったことによる支出、損失である。							
納 付 計 画					<input checked="" type="checkbox"/> 有 (別紙収支明細書のとおり) <input type="checkbox"/> 無							
担 保 提 供					<input checked="" type="checkbox"/> 有 (その種類) <input type="checkbox"/> 無 (その理由)							
<備 考>												

「徴収猶予申請書」の書き方

「財産目録」及び「収支明細書」を「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

1 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。

2 申請者

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号（携帯番号も可）、氏名（又は名称）を記入してください。

申請者が法人である場合は、法人番号、その代表者の住所、氏名を併せて記入してください。

3 徴収猶予を受けようとする期間

この欄には「猶予期間の開始日」（※）から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次のような場合はそれぞれの日となります。

(1) 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日

(2) 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予概要事実が生じた日とすることができます。

4 「猶予概要事実の詳細」

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予概要事実の詳細を記入します。

なお、本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予を申請する場合には記入する必要はありません。

5 「一時に納付できない理由の詳細」

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金を支出し、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができない原因になっている事情の詳細を具体的に記入します。

【災害、病気、事業の休廃止、事実上の著しい損失等による場合の記入例】

猶予概要事実の種類	猶予概要事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
災害等	令和〇〇年9月●日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の修理が必要となった。	店舗の床上浸水のため、修理を行った。その修理のための費用（商品廃棄も有）として、〇〇万円を要した。
病気・負傷	令和〇〇年9月●日に交通事故に遭い、3箇月間〇〇病院に入院し、現在も通院中である。	〇〇病院に、入院及び治療費として令和〇〇年9月から12月までの間に98万円を支払った。●●保険から保険金として30万円を受け取っているため、差引金額の68万円は

		猶予概要事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に同業者が出店した令和〇〇年9月以降、売上げが前年同期に比して80%以上減少した。同年12月に従業員全員を解雇し、自店を閉店、廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失100万円及び解雇した従業員に支払った退職金150万円が発生した。この合計250万円は猶予概要事実があったことによる支出、損失である。
事実上の著しい損失	令和〇〇年3月期は200万円の利益があったが、当社製品の原料である××の仕入れ価格が高騰したことにより、9月期は150万円の損失となった。	令和〇〇年9月期の損失のうち、令和〇〇年3月期の利益額である200万円の2分の1を超える50万円が、猶予概要事実があったことによる損失である。

【本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の記入例】

猶予概要事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
記入の必要はありません	納付すべき税額50万円のうち、納期限までに納付できる金額は20万円であり、残りの30万円は一時に納付することができない。

6 担保提供

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には担保として提供するものについて記入します。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3箇月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産（※）がないなど）がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物等
「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。
 - (ア) 建物
 - (イ) 立木
 - (ウ) 登記される船舶
 - (エ) 登録を受けた航空機
 - (オ) 登録を受けた自動車
 - (カ) 登記を受けた建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が確実と認める保証人の保証